

横須賀市報

号外第16号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和6年第6号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和6年2月13日付け横須賀市監査委員公表令和6年第1号をもって公表した財政援助団体等監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年7月10日

横須賀市監査委員	鷹野加裕子
同	井上東
同	関澤敏行
同	高橋英昭

[一般財団法人シティサポートよこすか（以下「シティサポート」という。）]

シティサポートに係る出納その他の事務（出資団体）

- 1 契約規則によると、商慣習上、契約書を作成しないことが一般的と認められるとき、又は随意契約で代表理事が契約書を作成する必要がないと認めるときは、契約書の作成を省略することができるとされている。市役所北口駐車場在庫センサー故障による交換費用としての物品調達等回議（支出決定及び契約締結意思決定含む。）において、支出決定については決裁を受けていたものの、契約書を省略することについては決裁を受けないまま請書により契約を締結していたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

シティサポートから、今後は、契約書の省略について必要な決裁を受けることを徹底し、契約規則に基づいた適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

- 2 契約規則によると、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2人以上の者から見積書を徴するものとされ、契約の目的又は性質その他特別な事情により契約者が特定されるとき等に該当するときはこの限りではないとされているが、勤労福祉会館事業における予定価格20万円を超える消耗品費及び修繕費の契約において、特別な事情等がなく1人の者からのみ見積書を徴し、随意契約の手続が行われていたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

シティサポートから、随意契約により契約を締結しようとするときについて、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

- 3 経理基準によると、金銭の保管及び出納を取扱う出納担当者を定めると規定されている。企画・総務部総務課において金銭管理上は適切とはいえないが人員配置が困難であることなどから経理事務担当職員が出納担当者の業務を行っていたものの、出納担当者を定める旨の起案及び決裁がなかったもので、今後は、経理基準に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

シティサポートから、出納担当者を経理事務担当職員に定める旨の決裁を完了し、今後は、経理基準に基づいた適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

- 4 郵便切手の管理において、調査日における保有枚数と金券受払簿の残数は一致していたものの、調査日より前に次の辻褄の合わない記載が見られたので、今後は適正な管理に改められたい。

月 日	受	払	残
4 / 1			34
4 /10		1	30

措置の内容

シティサポートから、今後は、金券受払簿の記載内容の確認を徹底し、適正な管理に改める旨の報告を受けた。

[パーキングコミュニティよこすか(以下「パーキングコミュニティ」という。)]

1 自転車等駐車場の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

- (1) 基本協定書によると、市は基本協定書管理物品に示す物品等は無償で指定管理者に貸与することとし、指定管理者は物品等について別途定める帳簿を備え、常に良好な状態で管理しなければならないとされているが、帳簿を備えていなかった。

また、横須賀市立横須賀中央駅第1自転車等駐車場に保管されていた回転いすについて、破損し使用に耐えない状態となったまま返納されていたので、必要な措置を講じ、今後は、基本協定書に基づいた適正な管理に改められたい。

措置の内容

市とパーキングコミュニティにおいて、指定管理者貸与物品の管理について協議を行い、指定管理者貸与物品等の帳簿については新たに作成し、当該回転いすについては返納手続を行った。併せて、今後は基本協定書に基づいた適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

- (2) 基本協定書によると、指定管理者は利用者満足度調査の結果について、毎年度3月31日までに市に提出するものとされているが、令和4年度分は令和5年6月30日に提出されていたので、今後は、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市とパーキングコミュニティにおいて、利用者満足度調査に係る事務処理について協議を行い、今後は、提出期限を遵守し、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

- (3) 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないとされている。令和4年度は、令和5年5月15日に提出期限延長願を市に提出し、同年6月30日に事業報告書を提出していたが、同延長願は、指定管理者であるパーキングコミュニティの代表者から市長にあてられたものではなく、同一人物ではあるが一般財団法人シティサポートよこすかの代表者から市長にあてられたものとなっており、外部へ発出する文書等の代表者名の表記に係る認識が不十分だったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市とパーキングコミュニティにおいて、文書等の代表者名の表記に係る認識を改めることについて協議を行い、今後は、記載内容の確認を徹底するなど適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

- (4) 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないとされている。令和4年度の事業報告書に添付された「管理運営業務の実施及び利用の状況に関する書類」について、保守点検作業実績の記入漏れや業務日数の記入誤りがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市とパーキングコミュニティにおいて、事業報告に係る事務処理について協議を行い、今後は、報告書類の記載内容の確認を徹底するなど適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

- (5) 基本協定書によると、事前に市の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならないと規定されているが、事業年度終了後に市に提出する事業報告書内の業務委託一覧表により、市に事後報告していたものの、事前承諾は得ていなかったもので、今後は、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市とパーキングコミュニティにおいて、管理業務の第三者委託に係る事務処理について協議を行い、今後は、事前に文書等の提出を受けることにより承諾するなど基本協定書に基づいた適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

2 自転車等駐車場の管理に係る出納その他の事務（指定管理者）

基本協定書の規定により指定管理者が定めることとされている横須賀市立自転車等駐車場指定管理業務に係る文書管理規程によると、施設に文書取扱責任者を置き、文書取扱責任者は施設の代表者が指名したものとされており、施設管理課長が同責任者として業務を行っていたが、同責任者を施設管理課長に指名する旨の起案及び決裁がなかったもので、今後は、同規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

パーキングコミュニティから、文書管理責任者を施設管理課長に指名することの決裁を完了し、今後は、文書管理規程に基づいた適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

[横須賀公園墓地管理グループ（以下「公園墓地管理グループ」という。）]

横須賀市営公園墓地の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

- 1 基本協定書によると、市は基本協定書管理物品に示す物品等が無償で指定管理者に貸与することとし、指定管理者は物品等について常に良好な状態で管理しなければならないとされている。公園墓地管理事務所に保管されていた複写機について、同協定書管理物品に記載されていたものの、10年以上の長期間使用されておらず遊休状態となっていたので、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

措置の内容

当該複写機については、返納手続を行った。また、市と公園墓地管理グループにおいて、指定管理者貸与物品の管理について協議を行い、今後は適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

- 2 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて市に報告しなければならないとされている。令和4年度の事業報告書に添付された「令和4年度 意見・要望等一覧」について、令和4年11月から令和5年3月までの意見・要望等のうち36件の記載が欠落していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市と公園墓地管理グループにおいて、事業報告に係る事務処理について協議を行い、今後は、記載内容の確認を徹底し、適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

[株式会社明治スポーツプラザ（以下「明治スポーツプラザ」という。）]

横須賀市健康増進センターの管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

基本協定書によると、指定管理者は月毎の管理業務の運営状況について市の指定する様式により翌月10日までに市に報告しなければならないとされているが、令和4年12月分は令和5年1月12日、令和5年3月分は同年4月11日に報告されていたので、今後は、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市と明治スポーツプラザにおいて、月毎の業務報告に係る事務処理について協議を行い、今後は、基本協定書に基づき、市の指定する様式により翌月10日までに市への報告を遵守する旨の確認を行った。